

女川町海岸広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、女川町海岸広場条例（令和2年女川町条例第10号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、女川町海岸広場（以下「海岸広場」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

第2条 条例第5条の規定により海岸広場の使用の許可を受けようとする者は、女川町海岸広場使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を使用の開始前までに町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請に対し、許可をするときは、女川町海岸広場使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更)

第3条 前条の規定により使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、女川町海岸広場使用変更許可申請書（様式第3号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更の申請に対し、許可をするときは、女川町海岸広場使用変更許可書（様式第4号）を当該使用者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第8条の規定による使用料を減免できる範囲及び減免割合は、別表に定めるとおりとする。

2 使用料の減免を受けようとする者は、女川町海岸広場使用料減免申請書（様式第5号）を使用許可申請書と同時に町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する申請があったときは、減免の可否を決定し、その結果を使用許可書に記載し、申請者に交付するものとする。

(損傷等の届出)

第5条 使用者は、海岸広場の施設、設備等を損傷し、又は汚損させたときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

(規定の読替え)

第6条 条例第11条の規定により海岸広場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、本則（本条及び次条を除く。）中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第4条（見出しを含む。）及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第8条」とあるのは「条例第14条第6項」と読み替えるものとする。

（様式の特例）

第7条 指定管理者に管理を行わせる場合において、様式第1号から様式第5号までの様式については、指定管理者が町長の承認を得て別に定めることができる。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、海岸広場の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

減免範囲	減免割合
町又は町教育委員会が主催又は共催する事業に使用する場合	100分の100
町内の保育所、小学校、中学校、特別支援学校又は大学が教育目的又は町の活性化若しくは交流促進の事業に使用する場合	
国又は県が主催する事業に使用する場合	
町内の行政区が主催する町の活性化又は交流促進に寄与する事業に使用する場合	
町又は町教育委員会が後援する事業に使用する場合	100分の50
町内の行政区に属する各団体が町の活性化又は交流促進に寄与する事業に使用する場合	
町内の青少年教育団体、社会教育団体、福祉関係団体、芸術文化団体、地域活性化団体等が主催する町の活性化又は交流促進に寄与する事業に使用する場合	
町内の商工会、観光協会、産業関係団体等が産業振興目的に使用する場合	
町外の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は大学が教育目的又は町の活性化若しくは交流促進の事業	

に使用する場合	
---------	--

備考

- 1 減免割合は、1日ごとの使用料について適用する。
- 2 減免額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。